

○傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

山口県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条第1項に規定する傍受令状の請求（同法第7条第1項に規定する傍受ができる期間の延長に係る請求を含む。）及び同法第4条第2項の規定による通知をすることができる司法警察員は、次のとおりとする。

- (1) 山口県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官